

## 老齢基礎年金の受給資格期間(25年)の見直しについて

### 《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、20歳から60歳までの間、被保険者として40年間の保険料納付義務が課されている。低所得等で保険料納付が困難な者は、保険料の免除制度が設けられており、保険料納付済期間、保険料免除期間等が25年あることが受給資格要件。
- 受給資格期間を25年としたのは(国民年金の制度発足時)、
  - ① 厚生年金等が受給資格期間を20年としているのに対して、40年加入を原則とする国民年金において、受給資格期間を25年としても特別に長いとは判断されなかったこと
  - ② 低所得者には免除制度が設けられていて、25年と定めても低所得者に特に不利になるとは考えられなかつたこと
  - ③ 当時の所得水準をみたときに、年金という名に値する額の支給を確保するには、25年の拠出期間を必要としていたことを考慮したため。

- この25年の資格期間については、
    - ① 資格期間には、保険料納付済期間だけではなく、保険料免除期間（所得状況に応じきめ細かく多段階に設計）や合算対象期間（外国居住期間や基礎年金導入までの任意加入期間など）を幅広く算入し
    - ② 一定の者に対しては、70歳までの任意加入制度を設けている。
  - 昭和36年の制度創設当時、年金という名に値する水準を確保するためには、25年の拠出期間が必要とされた。こうした点も踏まえ、受給資格期間が25年に設定された。
  - その後、25年の加入期間を給付水準の目安（標準的な年金）とし、年金額の充実が図られた\*1。
    - \* 1 例えば、昭和41年には夫婦1万円年金、昭和44年には夫婦2万円年金、昭和48年には夫婦5万円年金を達成。
  - 昭和60年に全国民共通の基礎年金を導入した。このとき、
    - ・ 国民年金は制度創設から25年を迎えており、また基礎年金に統合された厚生年金の定額部分については、その後の制度の成熟化に伴う平均加入期間が伸長していくなかで、
    - ・ 将来40年加入が一般的な時代における給付水準が現役世代の所得水準とのバランスを失することが見込まれた\*2ため、
- 給付水準を適正化するとともに、40年の保険料納付で、基礎的な消費支出をまかなう水準のフルペンションとされた。その際、25年の受給資格要件は維持された。
- \* 2 厚生年金に32年加入のサラリーマン世帯の年金水準が、改正当時は男子平均賃金の68%であったものから将来は83%となることが見込まれた。

## 《各方面からの主な提案内容》

- 受給資格期間の短縮(例えば、10年)を行うべき。

## 《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 25年の受給資格期間を短くすれば、今よりも年金の受給資格が得やすくなるのではないか。
- 短期間で受給資格を得ることが可能となれば、保険料納付意欲が低下し、未納問題が一層深刻になるおそれはないか。
- 低額の年金者を増やすことにもつながりかねず、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになるおそれはないか。
- 諸外国では無業や低所得者については適用除外又は任意加入とされており、我が国とは、制度の基本的な考え方や仕組みが異なっていることをどう考えるか。
- 受給資格期間の短縮を検討する場合には、受給資格期間分の保険料を納めた者と、40年間全て免除を受けた者との年金額のバランスをどう考えるか。

## 《参考》

(平成19年度基礎年金月額)

・ 40年納付した場合	66,008円
・ 25年納付した場合	41,258円
・ 20年納付した場合	33,008円
・ 10年納付した場合	16,500円

・ 40年間免除の場合 33,008円

(国庫負担1/2として算定した場合)

## «諸外国における取扱い»

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	(*) 40加入四半期 (10年相当)	男性11年  女性9.75年	5年	なし	なし (注参照)
強制適用対象者	無業者も含む国民皆年金	被用者 及び年収400ドル (47,200円)以上の自営業者	週84ペソ(約2万円)以上の所得がある被用者 及び年4,465ペソ(約10.4万円)以上の所得のある自営業者	民間被用者 及び芸術家等一部の自営業者	被用者 及び自営業者	被用者 及び自営業者 (17,047クローネ(約28.1万円)以上の所得)
無業者の取扱い	強制適用対象	強制適用の対象外	同左	同左	同左	同左

(注) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

(\*) 1,000ドル(2007年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

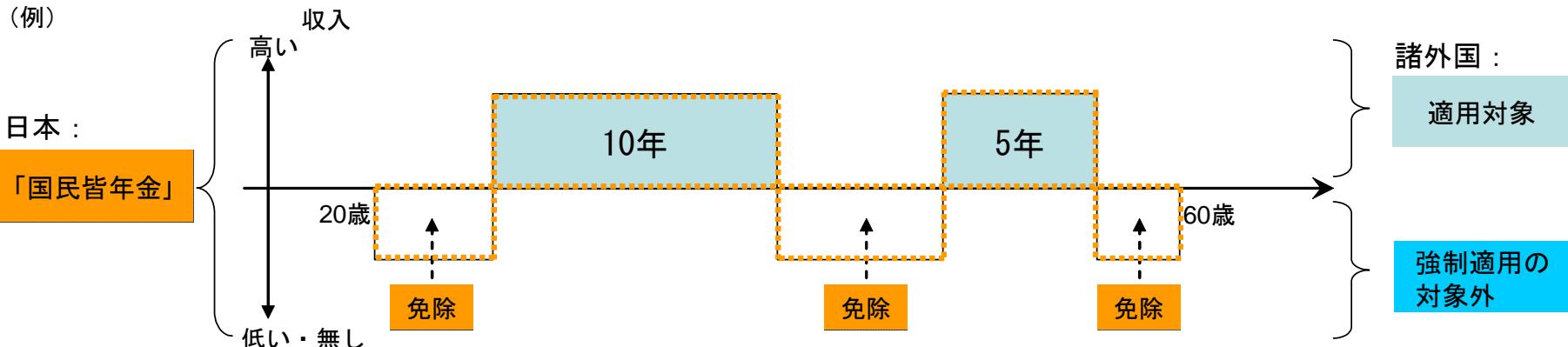
(\*\*) 男女ともに、満額受給要件(男性:44年、女性:39年)の4分の1の期間にわたって加入していることが必要。

# (参考)

## 諸外国との比較

- 諸外国では、公的年金の受給資格期間が日本の25年に比べて短い状況にあるが、これは、
  - ・ 日本と異なり、収入の無い者も含めた「国民皆年金」が実施されている訳ではなく、一定収入以上ある者を対象とした制度であることから、収入の無い無業者などは公的年金制度の強制適用対象とはされていない国が多く、
  - ・ このため、人生のうちで就業者であるなど一定以上の収入のある時期のみしか加入期間としてカウントされないため、比較的短い期間でも年金権を与えないと、掛け捨てや無年金者という問題が生ずる、といった要因もあるのではないかと考えられる。
- 他方、我が国では、低収入や無収入の者でも制度の対象とする「国民皆年金」を実現するとともに、
  - ・ こうした者については免除制度を設けること等により、25年という受給資格期間であっても、これを満たすことを可能とし、
  - ・ 一定収入を超えた期間（例：被用者年金期間や国民年金の保険料納付済期間）は1月分からでも年金額に反映されるという制度体系をとっている。

(例)



## 《参考資料》

### 国民年金の給付水準の推移

改正年	政策目標	標準的年金額
昭和41年 (1966年)	夫婦1万円年金の実現	月額 5,000円 $200\text{円} \times 12\text{月} \times 25\text{年} = 5,000\text{円} \times 12\text{月}$ (制度的な加入期間 25年)
昭和44年 (1969年)	夫婦2万円年金の実現 (付加年金を含む)	月額 8,000円 $320\text{円} \times 12\text{月} \times 25\text{年} = 8,000\text{円} \times 12\text{月}$ (制度的な加入期間 25年)
昭和48年 (1973年)	夫婦5万円年金の実現 (付加年金を含む)	月額 20,000円 $800\text{円} \times 12\text{月} \times 25\text{年} = 20,000\text{円} \times 12\text{月}$ (制度的な加入期間 25年)
昭和60年 (1985年)	老後生活の基礎的部分を保障するものとして、高齢者の生計費等を総合的に勘案	月額 50,000円 $50,000\text{円} \times 480\text{月} / 480\text{月}$ (満額年金 40年)

## 厚生年金の給付水準の推移

改正年	政策目標	平均年金月額(A)	直近の現役男子の標準報酬月額の平均(B)	(A)/(B)
昭和40年 (1965年)	1万円年金の実現	月額 10, 000円 $(250\text{円} \times 20\text{年}) + (25,000\text{円} \times 10/1000 \times 20\text{年}) + 400\text{円}$ 制度的な加入期間 20年 標準報酬月額の平均 25, 000円	27, 725円 (昭和40年3月末)	36%
昭和44年 (1969年)	2万円年金の実現	月額 19, 997円 $(400\text{円} + 24.333\text{年}) + (38,096\text{円} \times 10/1000 \times 24.333\text{年}) + 1,000\text{円}$ 平均加入年数 24年4月 標準報酬月額の平均 38, 096円	44, 851円 (昭和44年3月末)	45%
昭和48年 (1973年)	直近男子の平均賃金の60%を目指す 5万円年金の実現	月額 52, 242円 $(1,000\text{円} \times 27\text{年}) + (84,600\text{円} \times 10/1000 \times 27\text{年}) + 2,400\text{円}$ 平均加入年数 27年 標準報酬月額の平均 84, 600円	84, 801円 (昭和48年3月末)	62%
昭和51年 (1976年)	直近男子の平均賃金の60%を目指す	月額 90, 392円 $(1,650\text{円} \times 28\text{年}) + (136,400\text{円} \times 10/1000 \times 28\text{年}) + 6,000\text{円}$ 平均加入年数 28年 標準報酬月額の平均 136, 400円	141, 376円 (昭和51年3月末)	64%

改正年	政策目標	平均年金月額(A)	直近の現役男子の標準報酬月額の平均(B)	(A)/(B)
昭和55年 (1980年)	直近男子の平均賃金の60%を目途	月額 136, 050円 $(2,050\text{円} \times 30\text{年}) + (198,500\text{円} \times 10/1000 \times 30\text{年}) + 15,000\text{円}$ 平均加入年数 30年 標準報酬月額の平均 198, 500円	201, 333円 (昭和55年3月末)	68%
昭和60年 (1985年)	直近男子の平均賃金の60%を目途	月額 173, 100円 $(2,400\text{円} \times 32\text{年}) + (254,000\text{円} \times 10/1000 \times 32\text{年}) + 15,000\text{円}$ 平均加入年数 32年 標準報酬月額の平均 254, 000円	254, 000円 (推計値)	68%
		《成熟時》月額 176, 200円 $(50,000\text{円} + 50,000\text{円}) + (254,000\text{円} \times 7.5/1000 \times 40\text{年})$ 平均加入年数 40年 標準報酬月額の平均 254, 000円		69%